

平成 27 年 9 月 25 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 長嶋 竜弘

ごみ戸別収集有料化に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

ごみ戸別収集有料化実施に関する判断基準について

2 質問の要旨

ごみ戸別収集有料化実施については、ごみ有料化の半年間の経過を見て判断すると議会でも再三答弁されていますが、その判断基準の根拠を具体的にお示してください。

- ・ごみ有料化による削減量で判断するのか？
- ・そうだとしたら半年間で何%の削減率を達成できたら、戸別収集を実施するのか？
- ・戸別収集にかかる経費と収集体制全体の見直しによる費用の圧縮を検討されていると思うが、実額で幾らになれば実施するのか？
- ・市民の皆様の希望を聞いて判断するのか？
- ・市民の皆様へのアンケートの結果は、クリーンステーション地区の方々の回答は現在の収集のままでよい 75.2%、戸別収集モデル地区の方々の回答は戸別収集の方がよい 81.8%、との結果で、「やってみたら良かった」という結果です。しかし実施状況をモデル地区以外の地区の方々に説明する必要があるのに、今日現在なにもしていないのはなぜか？
- ・説明しない状況で市民の民意は形成できるのか？
- ・鎌倉市役所の庁内では反対している幹部が居ると噂されており、不協和音が聞こえてくるが、議会に提案して否決されたら仕方がないが、提案しないとなると今まで市民の皆様や議会で答弁してきた「セットでやる」との説明は全部うそをついてきた事になる。そういう事で良いのか。
- ・上記の内容からも、行政計画に位置付けている状況からも、もはや「判断する」必要はなく、結論は出ていると思われるが如何か。

3 答弁を求める者
小林副市長

4 答弁の期限
④ (平成 27 年 9 月 30 日まで) ・ 無
(理由：10 月に判断されるとの事なので 9 月中)